

山梨県公報

第千八百三十五号

平成二十年

三月六日

木曜日

目次

告示

県営土地改良事業計画の決定……………九七

道路の区域変更……………九七

道路の供用開始(二件)……………九七

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………九八

指定施業要件変更保安林の所在不分明通知(二件)……………九八

大規模小売店舗内の店舗面積の合計等に関する事項の変更の届出……………九九

大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出……………一〇〇

争議行為予告通知の受理……………一〇〇

告示

山梨県告示第八十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(笛吹川左岸地区県営畑地帯総合整備事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十年三月六日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年三月七日から同年四月四日まで

三 縦覧場所

笛吹市役所

四 異議申立期間

平成二十年四月五日から同月十九日まで

山梨県告示第八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十年三月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年三月六日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 県道

二 路線名 甲府昇仙峡線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲府市千塚四丁目三四九八番の二地先から 甲府市千塚四丁目三四九七番の二地先まで	一六・〇	一六・〇	一六・〇	二〇・〇
	一六・〇	一六・〇		

山梨県告示第九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十年三月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年三月六日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日

県道	甲府韮崎線	甲斐市中下条字貢川端二三番の 一地先から 甲斐市龍地字鳥塚三〇三八番の 五地先まで	四七四・六 平成二十年 三月六日
----	-------	--	------------------------

山梨県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年三月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年三月六日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	朝日小沢猿 橋線	大月市猿橋町小沢字千手八四二 番の一地从ら 大月市猿橋町小沢字千手八三九 番地先まで	一八・〇	平成二十年 三月六日

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十年三月六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十年二月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人富士川・夢・未来

- 2 代表者の氏名 長澤利久
- 3 主たる事務所の所在地 南巨摩郡鵜沢町千八十五番地一鵜沢法人会館
- 4 定款に記載された目的
この法人は、特色ある産業や文化を有している峡南地域全体を、将来にわたって活力と希望に溢れた地域とするために、地域の自然や歴史・文化、産業など魅力あるさまざまな資源を活用した地域づくりを進めるとともに、各地域間、さらには活性化に寄与する各種団体や住民同志の連携強化を図り、一体となって峡南地域の魅力情報を広く、地域内外に発信し、誘客や定住促進など多くの人々を地域に迎え入れるための事業を行い、地域社会に暮らす人々全体の利益の増進と地域の活性化に寄与することを目的とする。

縦覧期間 平成二十年二月二十二日から同年四月二十一日まで

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条の規定による保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を南部町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十年三月六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
南巨摩郡南部町万沢字川桁八八二の四、八八八 六の一	望月芳美	所有権
南巨摩郡南部町万沢字栗原八九七八	望月幸一	所有権
南巨摩郡南部町福土字池ノ山二〇九四五、二〇九 四六、二〇九四七の一、二〇九四七の二、二〇九 五一	仲亀長盛	所有権

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 1 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。
- 保安林の指定施業要件変更の告示
平成二十年一月十八日農林水産省告示第八十八号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条の規定による保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十年三月六日

山梨県知事 横 内 正 明
指定施業要件変更保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
南巨摩郡早川町雨畑字長畑三四二一	望月和市	所有権
南巨摩郡早川町雨畑字清水沢四一六七	水地友野	所有権

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 1 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。
- 保安林の指定施業要件変更の告示
平成二十年一月十八日農林水産省告示第八十七号

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計等に関する事項の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十年七月六日まで縦覧に供する。
平成二十年三月六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
 - 1 氏名又は名称 株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹
 - 2 住所 甲府市中小河原一丁目十三番十八号
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 くろがねやスーパーデポ 葎崎店
 - (二) 所在地 葎崎市藤井町南下条字下河原百五十二番地外
 - 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	五千百十九平方メートル	七千四百二十平方メートル
駐車場の位置及び収容台数	百六十二台 届出の図面のとおり	三百七十台 届出の図面のとおり
駐輪場の位置及び収容台数	二十台 届出の図面のとおり	二十台 届出の図面のとおり

廃棄物等の保管施設の位置及び容量	百二十四立方メートル	百六十六立方メートル
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	八カ所	五カ所
	届出の図面のとおり	届出の図面のとおり
	届出の図面のとおり	届出の図面のとおり

3 変更する年月日

平成二十年十月二十二日

三 届出年月日

平成二十年二月二十一日

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十年三月六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 甲州市長 田辺篤

2 住所 甲州市塩山上於曾千四十番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 塩山ショッピングセンター

(二) 所在地 甲州市塩山上於曾千八十一番一外

2 廃止する年月日

平成十九年八月二十二日

三 届出年月日

平成二十年二月十八日

● 争議行為予告通知の受理

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山梨民主医療機関労働組合執行委員長田野口博幸から次のとおり争議行為を行う旨平成二十年二月二十六日付けで通知があつた。

平成二十年三月六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 事件

次の要求事項解決のため

1 医師・看護師をはじめとする医療労働者の大幅増員。労働条件改善、「合理化」・業務委託反対。働くルールの確立。

2 生活改善をはかる賃上げと雇用の確保。成果主義賃金、評価制度導入反対。

3 増員による安全・安心の医療とゆきとどいた看護の実現。

4 准看護師から看護師への二年課程通信制の支援措置の改善。

二 日時

平成二十年三月十二日以降、要求解決まで必要に応じて実施する。

三 場所

甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地の一 巨摩共立歯科診療所

笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立診療所

笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立歯科診療所

北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 武川診療所

北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 武川歯科診療所

甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター

甲斐市富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所

甲府市宝一丁目十番五号 甲府共立診療所

南巨摩郡増穂町長沢二百二十五番地の一 ますほ共立診療所

甲府市宝一丁目五番十号 共立在宅ケアセンター甲府

南アルプス市桃園三百四十番地 共立在宅ケアセンター巨摩

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地の一 共立在宅ケアセンター石和

甲斐市富竹新田二百三番地の一 メゾン広瀬一〇三号 共立在宅ケアセンター竜王

笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 共立在宅ケアセンター御坂

北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 共立在宅ケアセンター武川

南巨摩郡増穂町長沢二百二十五番地の一 共立在宅ケアセンター増穂

大月市猿橋町殿上五百八十七番地の一 共立診療所さるはし

甲府市若松町六丁目三十五番地 共立介護福祉センターわかまつ

甲府市丸の内二丁目九番二十八号 勤医協駅前ビル四階 甲府市地域包括支援センター

きょうりつ

以上の病院、診療所、薬局をとりまく地域と病院、診療所、薬局の構内及び全職場、

または一部職場。

四 概要

三に掲げる場所において、全体的あるいは部分的に連続、断続を含む全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を単独又は併用して行う。

ただし、救急患者及び重症患者の為の保安要員については、必要に応じて配置する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番